

2012～2016

## 第2次 四国中央市地域福祉活動計画

# みんなですすめる 福祉で笑顔のまちづくり



# 福祉とは「しあわせ」－Well Being (よりよく生きること)

地域福祉とは、地域で暮らす誰もがその人らしく生き、みんなが共に安心して暮らしていくために、必要な福祉活動や支援、福祉サービスの提供、学習や環境づくりなどを総合的に行う活動です。

地域福祉活動計画は、地域に派生する生活の課題を解決し、住みやすい地域づくりをめざして、長期展望に立ち、どのような活動を、どのように展開していくのかを体系的にまとめた計画です。

## 地域福祉活動計画の実行

### 特徴1 3つの推進機能を発揮し、地域福祉の輪を動かします



- 自分ができることは自分で行う、家族での話し合いなど ……(自助)
- 住民同士で支え合う、隣近所、地区社協での助け合いなど ……(共助)
- 行政が支え合いの基盤づくりや地域活動を支援するなど ……(公助)

この3つが適切に機能し、地域全体で助け合い、支え合って、みんなが共存することができる福祉のまちづくりを進めます。

### 特徴2 近所づきあいから市全体の専門的支援まで、重層的に推進します

#### 【基本福祉圏域】

市全体を対象とした公的機関等の相談・支援

#### 【中地域福祉圏域】

支所の圏域、地域密着型サービスが受けられる範囲

#### 【小地域福祉圏域】

地域福祉活動に関する情報交換・連携の範囲  
～地区社協、住民自治活動（公民館等）～

#### 【自治会の圏域】

行事や地域交流、防災防犯を行う範囲  
～民生児童委員活動、サロン等日常的支援～

#### 【隣近所・自治会の班の圏域】

向こう三軒両隣での挨拶や見守りなど  
日頃の近所付き合いを行う範囲

活動圏域を5つに定め、各圏域に似合った地域福祉活動を重層的に推進します。身近な圏域で発見された生活課題が、重層的なネットワークを通して、新たな活動の開発につながります。

### 特徴3 地域福祉は誰もが参加できます…役割を明確に連携・協働します





# みんなですすめる 福祉で笑顔のまちづくり

## 基本目標【1】 住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

《重点目標》 第2次四国中央市地域福祉活動計画体系図

### 1. 地区社協活動の充実

住民の生活に身近な地域福祉を進めるため、地区社協活動の充実を支援します。メニュー事業の推進やコミュニティワークを実施し、地区社協・関係機関・団体と協働して、住みよい地域づくりをすすめます。

### ●実施計画 (市の「地域福祉計画」と連動します)

- ①20地区社協活動の支援と協働
- ②メニュー事業の推進
- ③地域組織との連携強化

### 2. 小地域ネットワーク活動の推進

小地域における要援護者の生活をネットワークで支えます。その一環として、ひとり暮らし高齢者の定期的な安否確認、子育て家庭同士の助け合い活動、ちょっとした困りごとへの住民互助活動(愛ネットワーク)を推進します。

- ①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進
- ②ファミリーサポートセンターの運営
- ③住民互助型生活支援サービスの推進

### 3. 福祉関係団体等への支援

民生児童委員協議会、共同募金会支会の運営を支援し、民生児童委員との連携活動、及び住民たすけあいによる地域福祉財源の確保に努めます。また、関係団体への支援や各種貸出事業により、地域福祉の活性化を図ります。

- ①民生児童委員活動との連携
- ②共同募金運動の推進
- ③福祉用具等貸与・リサイクル事業の推進
- ④マイクロバス貸与事業の実施
- ⑤ボランティア機器等貸与事業の実施

### 4. 健康と生きがいづくりの推進

住民誰もが健康でその人らしく生き生きと、安心して生活をおくっていけるように、身近な地域での居場所づくりや生きがいづくりを推進します。お互いに支え合い、助け合っていける、人づくりや仕組みづくりをすすめます。

- ①ふれあい・いきいきサロン活動の充実
- ②常設型サロン創設の推進
- ③成人大学の開催
- ④家族介護者交流事業の推進
- ⑤生活訓練事業の実施

## 基本目標【2】 住民参加のもとに福祉意識の啓発とボランティアの支援・育成を推進します

### 1. ボランティアセンターの運営

住民が福祉に関する関心を高め、地域でのボランティア・市民活動がより活発にすすめられるように、相談を受けたり、ボランティアを紹介したり、各種の研修や講座を開催するなど、様々な事業を行います。

- ①ボランティア情報の収集と提供
- ②ボランティア相談窓口の設置
- ③広報・啓発活動
- ④人材の育成と養成
- ⑤ボランティアの交流とネットワークの推進
- ⑥ボランティア活動に関する調査研究
- ⑦ボランティアへの場所設備の提供
- ⑧災害ボランティアの育成

### 2. 災害ボランティア活動支援体制の整備

災害時において、被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から市との連携や災害ボランティアセンター立ち上げに関する体制整備を行い、住民・関係機関との連携・協働体制を確立して行きます。

- ①関係機関・団体等との協働体制の確立
- ②災害ボランティアセンターの設置・運営
- ③災害ボランティア研修の実施
- ④資機材等の確保・管理
- ⑤指針・マニュアルの整備と見直し

### 3. 福祉教育の推進

地域における住民の福祉学習や体験活動を推進します。福祉意識の向上を図り、思いやりの心と活動を養成し、共に生きる福祉社会の創造をめざします。

- ①ワークキャンプ事業の実施
- ②福祉学習の推進

### 4. ボランティアの育成・活動支援

地域において援助が必要な人への理解をもち支援するボランティアの育成、団体等への助成を行い、ボランティア活動の普及と地域づくりを支援します。

- ①福祉教室の開催
- ②ボランティア活動助成事業の実施
- ③ボランティア保険の加入
- ④点字・声の広報等発行事業の実施

## 基本目標【3】 住民の権利を擁護し、地域総合相談・支援のしくみづくりを進めるとともに、啓発・研修事業を推進します

### 1. 地域福祉権利擁護事業の推進

高齢になっても、障害があっても、地域から排除されず、必要なサービスや支援を確保して、その人らしい「地域自立生活」が営めるよう、住民の権利擁護の支援、法人後見事業及び地域での後見サポート活動に取り組みます。

- ①福祉サービス利用援助事業の推進
- ②法人後見事業の推進

### 2. 地域総合相談・援助活動の実施

住民が、身近なところで必要な支援を受け、社会とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、総合相談・生活支援の体制整備に取り組み、住民と専門職等のネットワークでの援助活動を実施します。

- ①専門相談の実施
- ②地域総合相談・生活支援の実施
- ③地域包括ケアシステムへの協力

### 3. 調査・企画・広報活動の推進

地域福祉活動を進めるために、地域の要援護者の把握に努め、市及び民生児童委員と連携した支援活動に取り組みます。また、地域福祉に関するイベントや研修の企画、広報活動の充実を図り、福祉でまちづくりをすすめます。

- ①福祉票整備・要援護者の支援
- ②広報啓発活動の充実
- ③社会福祉大会・フェスティバルの開催
- ④福祉・介護研修事業の実施

## 基本目標【4】 生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

### 1. 訪問介護サービス

援護が必要な高齢者・障害者宅へヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

- ①訪問介護・予防訪問介護事業の実施
- ②障害者居宅介護等事業の実施
- ③移動支援事業の実施
- ④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施
- ⑤訪問入浴サービス事業の実施
- ⑥有償サービスの実施

### 2. 通所介護サービス

センターにおいて高齢者等を送迎すると共に必要な介護・生活訓練・生きがい活動等を実施し、自立生活を支援します。

- ①通所介護・介護予防通所介護事業の実施
- ②介護予防デイサービス事業の実施
- ③小規模デイサービスの検討・実施

### 3. 相談支援サービス

高齢者・障害者等の相談に応じ、ニーズの把握・資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。

- ①居宅介護・介護予防支援事業の実施
- ②要介護認定訪問調査受託事業の実施
- ③指定相談支援事業の実施

### 4. 地域生活支援サービス

地域・住民の福祉ニーズに対応した生活支援サービスを、住民・関係機関等との協力により開発し、実施します。

- ①地域活動支援センターの受託運営
- ②新宮生きがいデイサービスの運営
- ③いこいの湯の運営
- ④生活支援ハウスの運営
- ⑤在宅連絡調整会の充実

## 基本目標【5】 住民主体の地域福祉活動を推進するため社会福祉協議会の基盤を整備します

### 1. 拠点の整備

- ①住民が利用しやすいスペース及び事務局活動拠点の確保
- ②ＩＴ機器の充実

### 2. 組織体制の強化

- ①役職員の資質向上を図る研修の実施
- ②理事会・監事會・評議員会の充実・強化
- ③事務局業務分担の整備
- ④専門委員会の充実・強化

### 3. 財源の確保

- ①社会福祉協議会会費の推進
- ②まごころ銀行運動の推進
- ③補助金・委託金の確保
- ④共同募金配分金の活用
- ⑤指定管理者制度の管理受託

# 地域の状況を知る

社協は、誰もが安心して暮らしていくにはどうしたらよいかを話し合う会であり、事業体でもあります。

地域住民すべてが地域社会を構成する一員として、一人ひとりが命を輝かせて生きることを目指します。



小富士	長津	豊岡	寒川	三島	松柏	川之江	妻鳥
① 3,022人	① 4,525人	① 4,077人	① 5,449人	① 8,144人	① 7,365人	① 12,018人	① 6,584人
② 1,160戸	② 1,777戸	② 1,669戸	② 2,189戸	② 3,750戸	② 2,904戸	② 4,937戸	② 2,594戸
③ 779人 (25.8%)	③ 1,056人 (23.3%)	③ 1,060人 (26.0%)	③ 1,487人 (27.3%)	③ 2,083人 (25.6%)	③ 1,591人 (21.6%)	③ 3,199人 (26.6%)	③ 1,300人 (19.7%)
④ 98人	④ 113人	④ 83人	④ 170人	④ 302人	④ 181人	④ 400人	④ 136人
⑤ 127人	⑤ 275人	⑤ 252人	⑤ 324人	⑤ 432人	⑤ 310人	⑤ 667人	⑤ 241人
⑥ 21人	⑥ 33人	⑥ 60人	⑥ 55人	⑥ 67人	⑥ 60人	⑥ 85人	⑥ 72人
⑦ 7人	⑦ 9人	⑦ 8人	⑦ 11人	⑦ 23人	⑦ 13人	⑦ 27人	⑦ 12人
⑧ 14所	⑧ 16所	⑧ 9所	⑧ 16所	⑧ 17所	⑧ 11所	⑧ 26所	⑧ 13所
⑨ 4人	⑨ 2人	⑨ 2人	⑨ 7人	⑨ 5人	⑨ 7人	⑨ 8人	⑨ 5人

薙崎	金生
① 1,034人	① 9,397人
② 410戸	② 3,644戸
③ 311人 (30.1%)	③ 2,235人 (23.8%)
④ 40人	④ 220人
⑤ 62人	⑤ 409人
⑥ 8人	⑥ 59人
⑦ 4人	⑦ 21人
⑧ 7所	⑧ 15所
⑨ 3人	⑨ 4人

天満	川滝
① 1,546人	① 2,120人
② 612戸	② 782戸
③ 424人 (27.4%)	③ 648人 (30.6%)
④ 74人	④ 78人
⑤ 89人	⑤ 127人
⑥ 10人	⑥ 6人
⑦ 5人	⑦ 7人
⑧ 6所	⑧ 16所
⑨ 6人	⑨ 6人

20地区社協活動エリア(小地域福祉圏域)

各地域には自然風土・文化・産業構造等により、各地域の状況があります。  
地区社協は、住民の支え合いによる住みよい地域づくりを進める基盤です。

関川	土居	嶺南	中之庄	中曾根	上分	金田	新宮
① 3,156人	① 3,875人	① 253人	① 6,198人	① 5,463人	① 2,685人	① 4,145人	① 1,378人
② 1,262戸	② 1,538戸	② 154戸	② 2,636戸	② 2,146戸	② 1,126戸	② 1,563戸	② 621戸
③ 934人 (29.6%)	③ 1,057人 (27.3%)	③ 170人 (67.2%)	③ 1,538人 (24.8%)	③ 1,167人 (21.4%)	③ 881人 (32.8%)	③ 999人 (24.1%)	③ 656人 (47.6%)
④ 118人	④ 116人	④ 44人	④ 247人	④ 108人	④ 111人	④ 103人	④ 144人
⑤ 173人	⑤ 240人	⑤ 37人	⑤ 347人	⑤ 229人	⑤ 217人	⑤ 188人	⑤ 127人
⑥ 27人	⑥ 25人	⑥ 2人	⑥ 53人	⑥ 46人	⑥ 17人	⑥ 30人	⑥ 12人
⑦ 7人	⑦ 8人	⑦ 7人	⑦ 14人	⑦ 9人	⑦ 8人	⑦ 9人	⑦ 14人
⑧ 7所	⑧ 10所	⑧ 0所	⑧ 12所	⑧ 12所	⑧ 13所	⑧ 8所	⑧ 2所
⑨ 6人	⑨ 6人	⑨ 5人	⑨ 5人	⑨ 5人	⑨ 3人	⑨ 6人	⑨ 6人

## 【福祉援助指標／図表の番号と総計数】(H23.4.1)

- ①=人口 ..... 92,434人
- ②=世帯数 ..... 37,474戸
- ③=65歳以上人口 ..... 23,575人(高齢化率25.5%)
- ④=ひとり暮らし高齢者 ..... 2,886人

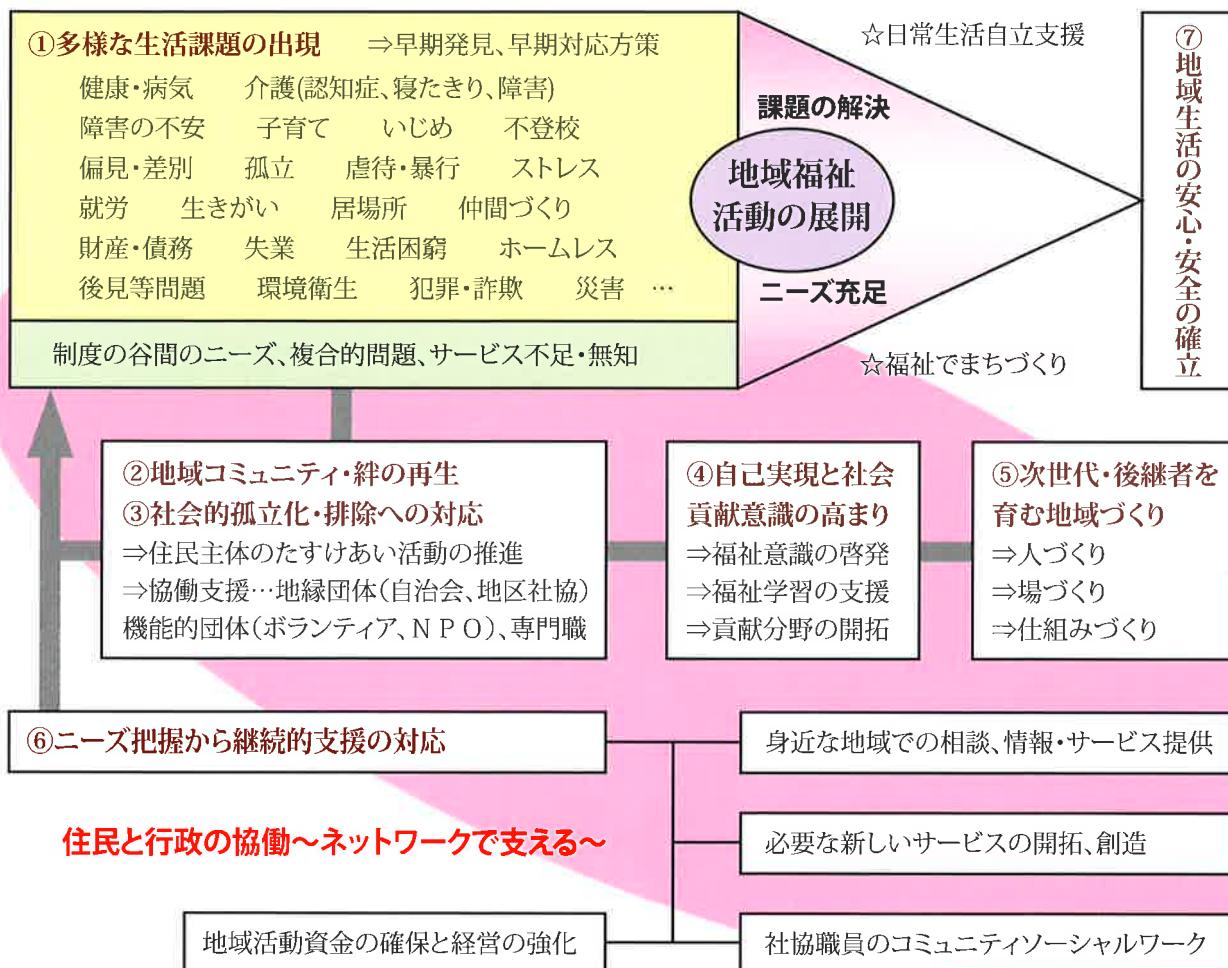
- ⑤=要介護認定者 ..... 4,873人
- ⑥=自立支援給付者 ..... 748人
- ⑦=民生児童委員(主任児童委員含む) ..... 223人
- ⑧=ふれあい・いきいきサロン数 ..... 230所
- ⑨=愛ネットワーク(愛ネットさん) ..... 101人

# これからの「ささえい」支援の推進

第2次活動計画策定にあたり、市内20地区社協単位に開催した「住民座談会／769名参加」や「当事者・支援者ヒアリング」をはじめ、各種研修会及びアンケート等を基に策定委員会の協議を経て、これからの地域福祉の必要性と方向性を打ち出しました。

- ①多様な生活課題の出現 地域における生活課題は福祉、保健、医療、教育、住居、防犯、防災、制度の谷間にある課題、対応不十分等から生じる問題など多種多様です。
- ②地域コミュニティ・絆の再生 地元の自治会に入らないという方や他人のお世話になりたくないといった例等、人々のつながりが薄れつつあり、地域社会の再建が求められています。
- ③社会的孤立化・排除への対応 障害等への偏見や差別感、地域での住みづらさ、地域で孤立し排除されがちな方も、地域で暖かく包み込み、共に生きて行くための活動が必要です。
- ④自己実現と社会貢献意識の高まり 無縁社会と言われる中、人や地域の役に立ちたい、自分らしく生きたいと願う方等、支援する側も支援を必要とする側も、共に自己実現を求めています。
- ⑤次世代・後継者を育む地域づくり 地域は将来を担う子どもたちが育つ場です。サロンお世話人の後継者不足も含め、地域における多世代にわたる人づくり地域づくりが求められています。
- ⑥ニーズ把握から継続的支援の対応 地域での福祉課題の解決には、継続性があり、専門職だけでなく住民の参加や協力が必要です。
- ⑦地域生活の安心・安全の確立 住民が求める暮らしは安心・安全な地域にあります。そのための地域福祉活動が求められます。

## ★推進図★



## 社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

☎0896-28-6127 FAX0896-24-8009

◆川之江支所 ☎28-6237 ◆土居支所 ☎28-6351 ◆新宮支所 ☎72-2774

(平成24年4月)